

岩手県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

岩手県議会議長 工藤大輔

岩手県議会規則第1号

岩手県議会会議規則の一部を改正する規則

岩手県議会会議規則（昭和31年岩手県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(会議時間)</p> <p>第9条 会議時間は、午後1時から午後5時までとする。ただし、議長において必要があると認めて会議に宣告することにより、繰り上げ又は延長することができる。</p> <p>2 会議時間の繰り上げ又は延長の動議については、議長は、討論を用いなくて、会議に諮って決める。</p> <p>3 [略]</p> <p>(携帯品)</p> <p>第95条 議場に入る者は、帽子、<u>外とう</u>、<u>えり巻</u>、<u>つえ</u>、<u>かさ</u>の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。</p> <p>(会議録の記載事項)</p> <p>第110条 [略]</p> <p>2 議事は、速記法によって<u>速記する</u>。</p> <p>第17章 補則</p>	<p>(会議時間)</p> <p>第9条 会議時間は、午後1時から午後5時までとする。ただし、議長において必要があると認めて会議に宣告することにより、繰り上げ、<u>又は延長</u>することができる。</p> <p>2 会議時間の繰り上げ又は延長の動議については、議長は、討論を用いなくて、会議に諮って決める。</p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって、緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、議員に通知することにより、会議時間を繰り上げ、又は延長することができる。</u></p> <p>4 [略]</p> <p>(携帯品)</p> <p>第95条 議場に入る者は、帽子、<u>コート</u>、<u>マフラー</u>、<u>傘</u>の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により<u>会議への出席に必要と認められる物であってあらかじめ議長に届け出たものについては</u>、この限りでない。</p> <p>(会議録の記載事項)</p> <p>第110条 [略]</p> <p>2 議事は、速記法<u>その他議長が適当と認める方法によって</u>記録する。</p> <p>第17章 補則</p> <p>(電子情報処理組織による通知等)</p> <p>第117条 <u>議会又は議長若しくは委員長（以下「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（以下「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことが</u></p>

できる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、この規則その他の当該通知に関する規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者又は議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該者又は議会等に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関するこの規則の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（配布に代わる措置）

（配布に代わる措置）

第117条 議長は、次に掲げる文書の配布に代えて、議員が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を

第117条の2 議長は、次に掲げる文書の配布に代えて、議員が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）を

利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講ずることができる。この場合において、議長は、当該文書を配布したものとみなす。

(1)～(4) [略]

次条において同じ。) を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講ずることができる。この場合において、議長は、当該文書を配布したものとみなす。

(1)～(4) [略]

(電磁的記録による作成等)

第117条の3 この規則の規定において議会等が文書等を作成し、又は保存すること(次項において「作成等」という。)が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。